

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書		
年 月 日		
(宛 先) 越谷市長 宛		
届出者 干 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の 事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	
	旧	
廃止した事業又は変更 した事項の内容 (規則第10条の10 第1項第2号に掲げる 事項を除く。)		
変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 居 所
廃止又は変更の理由		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

越谷市長 宛

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考

(3) 積替施設又は保管施設の概要

事業場番号 No.

No	産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ (屋内・屋外の別)	保管上限
1		m ²	m (屋内・屋外)	
2		m ²	m (屋内・屋外)	
3		m ²	m (屋内・屋外)	
4		m ²	m (屋内・屋外)	
5		m ²	m (屋内・屋外)	
6		m ²	m (屋内・屋外)	
7		m ²	m (屋内・屋外)	
8		m ²	m (屋内・屋外)	
9		m ²	m (屋内・屋外)	
10		m ²	m (屋内・屋外)	

※ 当該産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。

※ 保管上限欄には、当該保管施設の容量を記載すること。また、保管容器を使用する場合は、保管容器の種類、容量及び個数をあわせて記載すること。

※ 保管施設の設計根拠として、保管上限を示す搬出計画書を添付すること

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

第3面別紙

事業場番号 No.		新規、変更なし、変更前・変更後
保管施設番号 No.		
産業廃棄物の種類		
保管施設の面積		
保管の高さ (屋内・屋外の別)		(屋内・屋外)
保管上限		
保管 容器	容器の種類	
	容量及び数量	
【囲い等に直接荷重がかかる場合】 耐荷重性の有無		
環境 保全 対策	囲い・表示	
	飛散防止措置	
	流出防止措置	
	浸透防止措置	
	悪臭防止措置	
	ねずみ及び蚊等の 防止措置	

- ※ 当該産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。
- ※ 保管上限欄には、当該保管施設の容量を記載すること。また、保管容器を使用する場合は、保管容器の種類、容量及び個数をあわせて記載すること。
- ※ 保管容器を使用する場合には保管容器の容量計算書、使用しない場合には廃棄物の積上げ図及び体積計算書を添付すること。
- ※ 屋外における保管で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付すること。
- ※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること。 <p>〔 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 〕</p>		
	撮影		年 月 日